

(7) 畜産業の成長産業化に向けた取組について

1. 現状

日本の畜産を取り巻く状況は、昨今の国内における産地間競争の激化や、海外からの安価な畜産物の流入などによる畜産物価格の低迷、最近の円安による飼料価格の高騰等が経営を圧迫し、加えて、国内はもとより世界各地で発生する家畜伝染病等の脅威にさらされるなど、多くの問題に直面しています。

本県の畜産については、農家戸数が減少しているものの、1戸あたりの飼養頭羽数の増加による経営の大規模化や、専門化、法人化が進んでおり、農業全体の産出額が年々減少傾向にあるなか、畜産産出額は、ここ10数年安定して推移しています。

また、三重ブランドに認定された松阪牛、伊賀牛、熊野地鶏に代表されるように、高付加価値化に向けた取組が進むとともに、酪農、養豚、採卵鶏などを中心に6次産業化の取組も増えています。

2. 課題

国においては、農業の成長産業化に向け、特に、輸出では牛肉の輸出額を2020年までに現在の5倍の250億円に伸ばすことや、6次産業化では現在の6次産業の市場規模を1兆円から10年間で10兆円に高める方針等が掲げられています。

三重県の畜産業は、松阪牛をはじめ全国的にも知られたブランドを有するなど、成長産業となるポテンシャルが高いと考えられており、グローバル化の進展など外部環境の変化に対応できる、強い畜産経営体の育成に取り組む必要があります。

3. 平成26年度の対応方針

県では、平成26年度から新たに、販路の開拓、高付加価値化などによる「ブランド力向上への支援」、自給飼料の活用などによる「安定的な経営の確保」、防疫体制の強化などによる「衛生管理体制の確立」の3つを重点的に取り組むこととしています。

(1) ブランド力向上への支援（攻めの畜産に向けた支援）

牛肉輸出など新たな販路拡大、地域特産物を活用した新たなブランド豚肉開発、食味に優れた鶏肉の流通システムの確立など、ブランド力向上に向けた支援を進めます。

特に、牛肉輸出など新たな販路拡大については、米国をターゲットに、高級レストランのオーナー、シェフ等を対象に、松阪牛等のブランド牛肉を使用した料理の試食会等を米国内で実施し、県産ブランド牛肉の市場性、ニーズ等の把握調査を行うとともに、米国から県内にバイヤー等を招いて、高級和牛の現地視察、生産者との意見交換会や試食会を開催し、県産牛肉の今後の商取引につなげていきたいと考えています。

(2) 安定的な経営の確保

高度な技術を持つ和牛受精卵移植者の養成や、農家の和牛子牛育成技術の向上を図るとともに、牛乳を使った新商品開発支援や、養豚経営の生産コスト低減を進めます。

特に、養豚経営における生産コストの低減については、廃棄乳製品等の未利用資源を活用した低コスト養豚飼育技術を開発し、経営の安定化につなげていきます。

(3) 衛生管理体制の確立

養豚・養鶏農場における生産衛生管理の推進や、高病原性鳥インフルエンザ等に対する初動体制強化に取り組めます。

特に、養豚・養鶏農場における生産衛生管理の推進については、生産者が農場 HACCP手法に基づく衛生管理に取り組めるよう、家畜保健衛生所等の農場指導員による支援を実施します。

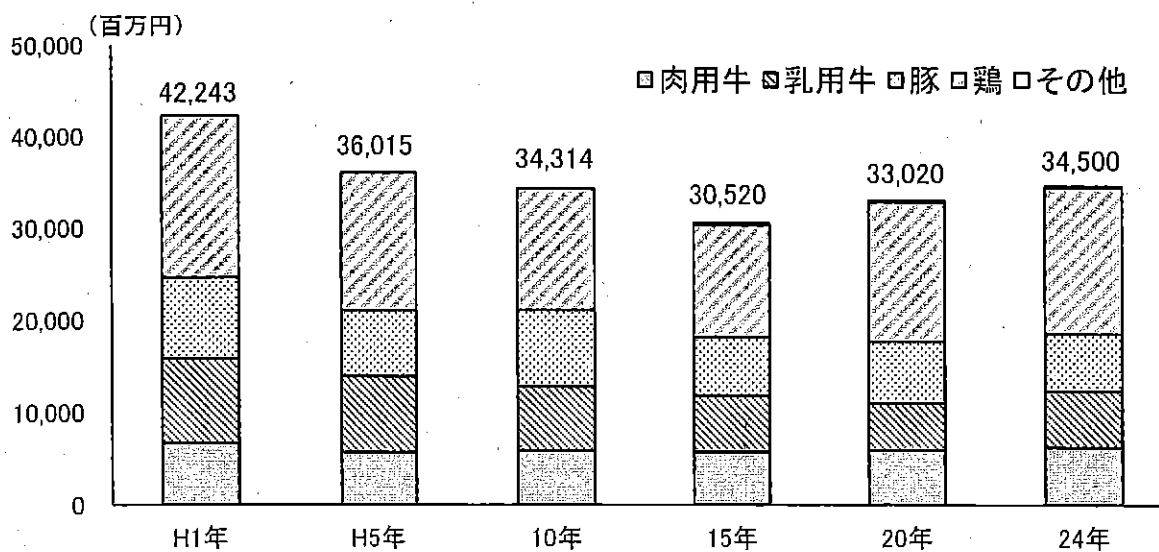
こうした取組をすすめることにより、本県畜産業の成長産業化につなげていきたいと考えています。

三重県の畜産農家戸数と1戸あたり飼養頭羽数の推移

畜種	項目	平成元年	平成25年	対平成元年 増減比 (%)	全国順位
肉用牛	農家戸数	560	212	▲62	33位
	1戸あたり飼養頭数	51	128	151	4位
乳用牛	農家戸数	400	60	▲85	41位
	1戸あたり飼養頭数	36	108	200	2位
豚	農家戸数	270	61	▲77	24位
	1戸あたり飼養頭数	652	1,951	199	13位
採卵鶏	農家戸数	300	83	▲72	9位
	1戸あたり飼養頭数	5310	55,500	945	17位
肉用鶏	農家戸数	61	17	▲72	28位
	1戸あたり飼養頭数	18,200	37,400	105	20位

出典：農林水産省統計部「畜産統計調査」

畜産産出額の推移



出典：農林水産省統計部「生産農業所得統計」

(8) TPP交渉等をめぐる最近の動きについて

1. 我が国の経済連携の状況

経済のグローバル化が進展する中で、これまでWTO(世界貿易機関)加盟国により進められてきた世界共通の貿易ルールづくり(ドーハ・ラウンド)が、平成23年12月のWTO公式閣僚会議において一括妥結の見込みは少ないという議長声明で実質的に頓挫し、世界の流れが、これを補完する取組としてのEPA(経済連携協定)・FTA(自由貿易協定)などの2国間や地域間による協定へと移ってきています。

日本は、現在までに、シンガポール、メキシコ、マレーシア、タイなど、13の国や地域とEPAを締結しています。

2. 日豪EPAの大筋合意について

今年4月7日には、平成19年4月から7年にわたり交渉を続けてきたオーストラリアとのEPA交渉が大筋合意でまとまりました。

農産物に関する主な合意内容は次のとおりです。

○コメ：関税撤廃等の対象から除外

○小麦：食糧用については再協議(将来の見直し)

○牛肉：冷蔵は、現在の関税率38.5%を長期間(15年)かけて段階的に引き下げ(最終税率は23.5%)

冷凍は、現在の関税率38.5%を長期間(18年)かけて段階的に引き下げ(最終税率は19.5%)

※冷蔵・冷凍のそれぞれについて、輸入数量が一定量を超えた場合に関税率を現行水準に戻すセーフガードを導入

○乳製品：バター、脱脂粉乳については再協議(将来の見直し)

ナチュラルチーズ(加工用のチーズ)は、長期間(10~20年)かけて、国産チーズも使用することを条件に、今後見込まれる需要増の範囲内で無税の関税割当を設定

○砂糖：一般粗糖、精製糖については再協議(将来の見直し)

3. TPP(環太平洋パートナーシップ協定)に関する交渉の状況について

(1) TPP交渉の概要

TPPは、平成18年5月にシンガポール、ニュージーランド、チリ及びブルネイの4カ国の経済連携協定として発効し、平成22年3月から拡大交渉会合がスタートし、現在、米国、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダ、日本が加わった12カ国で交渉が継続されています。交渉の範囲は、工業品や農産品の関税の取扱いのほか、国境を越える投資やサービス貿易の円滑化など計21分野と広範囲に及んでいます。

日本は、平成25年3月に安倍総理から「アジア太平洋地域における新たなルールをつくり上げていくことは、日本の国益となるだけでなく、世界に繁栄をもたらす」として交渉への参加が表明され、同年7月にマレーシアで開催された会合から交渉に参加し

ています。

なお、TPP交渉参加国に対して、交渉内容について厳しい守秘義務が課せられていることから、交渉状況が明らかにされていない状況にあります。

また、日本の交渉参加に際して、農産物への影響を踏まえ、「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの重要品目については、除外又は再協議の対象とすること」と、衆・参議院農林水産委員会（平成25年4月）で決議されています。

(2) TPP日米間交渉の動き

TPPの主要参加国である日米間の交渉では、特に関税において、米、小麦、牛肉・豚肉、砂糖などの農産物5項目の関税維持を主張する日本と、自動車の関税維持を主張する米国との交渉が進展していませんでしたが、今年4月の米国オバマ大統領来日時の日米共同声明で、「TPPに関する2国間の重要な課題について前進する道筋を特定した。」とし、進展がみられたとされています。

4. 本県の対応

これまで本県では、平成23年から25年度まで、毎年、国に対して、農林水産業に大きな影響を及ぼさない対応を求め、TPP交渉に関する政策提言を行ってきています。

今後とも、TPP交渉の状況を注視し、引き続き、関連情報の収集に努めます。

また、今後のTPP交渉の状況に応じ、県内農林水産業への大きな影響が生じないよう、影響緩和策などの必要な対策を講じるよう国に政策提言していきます。

(9) 農業を支える基盤整備について

1. 現状（背景、課題）

県民に安全で安心な食料を安定的に供給できる持続的な農業の実現や水源のかん養などの多面的機能を安定的に発揮させていくうえで、農地、農業用施設等の農業生産基盤の確保が必要です。

また、東日本大震災や紀伊半島大水害、平成25年9月の台風18号被害を契機に、農村地域の防災・減災対策のより一層の推進が求められており、施設の耐震化や長寿命化の取組を加速化する必要があります。

一方、農村では、高齢化や過疎化による農業の担い手不足などにより、農業生産基盤の維持が困難になりつつあります。

このような中、「大規模農業経営を推進する高度な水利機能の確保」「安全・安心な農村づくり」「農業用施設の維持管理の適正化と多面的機能の強化」「中山間地域への支援」を整備の方針として、農業基盤の整備を重点的かつ効率的に進めています。

2. 平成26年度取組

(1) 大規模農業経営を推進する高度な水利機能の確保

大規模農業経営の推進に不可欠な水管理の省力化を実現し、担い手への農地集積を促進するため、用水路のパイプライン化等の事業を着実に進めます。

・高度水利機能確保基盤整備事業	1,171,605千円	対前年	66.0%
(平成25年度2月補正含みベース)	1,921,980千円	対前年	98.9%
・県営かんがい排水事業	693,732千円	対前年	79.1%
(平成25年度2月補正含みベース)	1,019,232千円	対前年	102.7%

(2) 安全・安心な農村づくり

大規模地震や集中豪雨等による農業・農村の被害を防止し、安全で安心な農村と安定した農業生産を実現するための基盤整備を重点的に実施します。また、排水機場や農業用ため池などの防災施設の耐震調査等を実施し、計画的な施設整備につなげます。

・基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業	972,963千円	対前年	185.8%
(平成25年度2月補正含みベース)	1,054,338千円	対前年	85.9%
・県営ため池等整備事業	162,200千円	対前年	70.1%
(平成25年度2月補正含みベース)	273,610千円	対前年	118.2%

(3) 農業用施設の維持管理の適正化と多面的機能の強化

老朽化が進む農業用施設において、総合的な診断に基づき、補修による施設の長寿命化を進めるとともに、さまざまな主体の参画により、農業用施設の維持・保全活動を促進します。

・基幹農業水利施設ストックマネジメント事業	425,783千円	対前年	271.4%
(平成25年度2月補正含みベース)	509,783千円	対前年	127.5%
・多面的機能支払事業	391,500千円	対前年	214.0%

(4) 中山間地域への支援

中山間地域の生活環境・生産基盤を整備するとともに、農業用水を活用した小水力発電のマスタープラン策定や施設整備を進めます。

・ 県営中山間地域総合整備事業	656,078 千円	対前年 62.1%
(平成 25 年度 2 月補正含みベース)	656,078 千円	対前年 56.0%
・ 農村地域自然エネルギー活用推進事業	161,000 千円	対前年 213.2%

(10)「多面的機能支払」の実施について

1. 背景

本県では、平成19年度から、国の農地・水保全管理支払交付金を活用した「農地・水・環境保全向上対策事業」により、地域の共同活動として行われる農地・農業用水路・農道など資源の保全管理と農村環境の保全向上の取組を支援してきました。

こうした地域の共同活動については、農地が農地として維持され、将来にわたって多面的機能が十分に発揮されることを確保するとともに、規模拡大に取り組む担い手の負担を軽減し、構造改革を後押しするものであることから、今般、国において、農地・水保全管理支払交付金制度が見直され、「日本型直接支払制度（多面的機能支払）」が平成26年度より始まりました。

日本型直接支払制度の全体像

- | | | |
|--------------|--------------|-------------------------------------|
| ○農地維持支払 | …創設 | } 多面的機能支払
(昨年度までは、農地・水・環境保全向上対策) |
| ○資源向上支払 | …組替え | |
| ○中山間地域等直接支払 | …昨年度までの制度を継続 | |
| ○環境保全型農業直接支払 | …昨年度までの制度を継続 | |

2. 多面的機能支払の概要

(1) 農地維持支払（創設）

農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充などの基礎的保全活動や、担い手への農地集積などによる農村の構造変化に対応した保全管理体制の確立等、多面的機能を支える共同活動に対して支援を行います。

(2) 資源向上支払（現行の「農地・水保全管理支払」を組替え）

水路・農道・ため池の軽微な補修、農道・水路周辺への草花植栽による景観形成など地域資源の質的向上を図る共同活動や、水路・農道の老朽化部分の補修や更新など施設の長寿命化のための活動に対して支援を行います。

3. 現状と課題

国の制度見直しを受け、市町と情報を連携し、平成26年2月には、国、県、市町の担当者による意見交換会を開催し、事業の取組拡大を目指すこととしました。また、農地・水・環境保全向上対策事業に取り組んでいる活動組織に対し、多面的機能支払事業への移行について、平成26年3月17日から関係市町とともに各事務所単位で説明会を開催し、取組の継続、スムーズな移行に向けて周知を図りました。

今回の制度の見直しにより、農業者のみで構成する組織で取り組むことができるようになったことから、新たな活動組織や関係農業者団体等に対して制度の周知を図り、取り組み拡大を進める必要があります。

また、多面的機能支払については、昨年度までの「農地・水保全管理支払」と同様、国と地方が1対1の割合で負担する仕組み（国1/2、県1/4、市町1/4）であり、地方の負担についても、同様の財政措置が行われることになっています。

4. 今後の取組

多面的機能支払事業に新たに取り組む地域の拡大に向け、平成26年4月23日から国・市町とともに事業説明会を順次開催しています。さらに、今後、土地改良区や活性化プラン策定関係団体等、さまざまな農業者団体に対して事業説明を行い、周知を進めることで本取組の拡大につなげてまいります。

(参考) 平成26年度予算

391,500千円 (対前年比213.9%(H25当初183,000千円))

(参考) 交付単価 (田の場合)

(単位:円/10a)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 従来 農地・水 保全管理 支払 </div> <div style="text-align: center; font-size: 2em;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> H26～ 多面的 機能 支払 </div>	—	共同活動 支援交付金(※)	向上活動支援交付金 (施設の長寿命化)	計
	—	4,400 (3,300)	4,400	※ 7,700
※長寿命化に併せて取り組む場合や、5年以上継続地区には75%単価(()書き単価)を適用。				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">創設</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">組替え</div>		
	(1) 農地維持支払	(2) 資源向上支払 (共同活動)	(3) 資源向上支払 (施設の長寿命化)	計
	3,000	2,400 (1,800)	4,400	※ 9,200
※(1)と(2)に併せて(3)に取り組む場合や、現行対策の5年以上継続地区は、(2)の75%単価(()書き単価)を適用。				

(11) 獣害対策について

1. 現状（背景、課題）

野生鳥獣による本県の農林水産被害金額は、平成24年度には約7億円と、平成23年度に対して約1億2千万円減少しました。しかし、被害は依然として深刻な状況です。

このため、野生鳥獣による農林水産被害の減少に向けて、市町等と連携し、獣害によい地域づくりなどを進める「被害対策」、野生鳥獣の捕獲力強化や野生鳥獣が生息できる森林環境整備などを進める「生息管理」、適正に捕獲した野生獣を未利用資源として活用する「獣肉等の利活用」を3本の柱として、総合的な獣害対策に取り組んでいます。

(1) 被害対策

これまでに侵入防止柵を1,798km整備し、「獣害対策に取り組む集落」が251集落に拡大されましたが、県内全体では、依然として800以上の集落で被害が発生しており、今後も「獣害対策に取り組む集落」の拡大等を推進していく必要があります。

(2) 生息管理

- ① 民間企業等と連携し、野生獣の大量捕獲わなの遠隔監視・操作システム「まる三重ホカクン」の商品化やニホンザルの大量捕獲技術の開発等を行いました。また、平成26年4月から平成29年3月を計画期間としてニホンザルの保護管理計画を策定しました。

特に、ニホンザルの被害は深刻であることから、開発した大量捕獲技術の現場への普及や新たな捕獲技術の開発、ニホンザルの保護管理計画に基づく適正な生息管理の推進などが必要です。

- ② 市町間や県と市町の連携強化、各市町への支援の充実を図るために「獣害対策カルテ」を策定しました。今後、このカルテを活用して、地域の捕獲力強化等に取り組んでいく必要があります。
- ③ 野生鳥獣の生息環境創出のための森林整備等は、14市町16地域、217haにおいて進められましたが、今後、他市町への事業導入を促進することが必要です。

(3) 獣肉等の利活用

- ① 獣肉の安全性や品質の確保に向けた「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」を普及させるとともに、安全性や品質が確保された獣肉を提供する販売事業者等であることを証明する「みえジビエ登録制度」を平成25年度に創設し、現在、9事業者に登録証を交付しています。引き続き、制度の普及を図っていく必要があります。
- ② 獣肉等の需要の拡大に向け、県内の飲食店9店舗や東京の百貨店において、みえジビエ料理フェアの開催や惣菜の販売などに取り組みました。マニュアルを遵守した県産獣肉等の取扱飲食店は、10店舗となりましたが、さらに拡大する必要があります。
- ③ 「みえフードイノベーション・ネットワーク」を活用した企業等とのマッチングにより、外食チェーンにおいて期間限定の鹿肉メニューが提供されたほか、鹿肉の

調味生肉等の新商品が開発され、量販店の県内5店舗での販売などにつながりました。引き続き、獣肉等の需要拡大に向け新商品の開発に取り組む必要があります。

2. 平成26年度の取組

(1) 被害対策

「獣害対策に取り組む集落」の拡大に向け、引き続き、集落アンケートによる実態調査や座談会等を実施しながら、集落住民の意欲の醸成や、集落リーダーの育成に取り組むほか、野生獣の追い払いなど地域ぐるみの活動に対する支援や侵入防止柵の計画的な整備を推進します。また、獣害対策に対する理解を促進するため、広く県民の皆さまに参加を呼びかけて、フォーラム等を開催します。

(2) 生息管理

① 捕獲効率の向上に向け、大量捕獲わな等の技術実証・改良等を重ねるとともに、技術の確立した大量捕獲わな等の普及や集落における捕獲技術の向上に取り組みます。

特に、ニホンザルの被害対策については、保護管理計画に基づき、群れの加害レベルに応じて、集落ぐるみでの追い払いや侵入防止柵の整備に加え、大量捕獲技術を活用した適正な捕獲などを的確に進めるとともに、産学官の連携による新たな大量捕獲技術の開発等に取り組みます。

また、被害軽減に向けて、産学官が連携し、ICT技術を用いたニホンザルなどの防除、捕獲、処理の一貫体系技術の構築に向けた現地実証に取り組みます。

② 地域の捕獲力の強化に向け、「獣害対策カルテ」の活用により、市町間や県と市町等の連携強化を図るとともに、行政境界近辺における広域一斉捕獲に加え、共同捕獲隊や集落捕獲隊などの捕獲体制整備等に対する支援に新たに取り組むほか、捕獲後の処分体制の構築等に向けた市町等の取組を支援していきます。

さらに、鳥獣保護法の改正（予定）に伴い、法律の目的に「鳥獣の管理」が追加されることを踏まえ、国や県、市町との役割分担を明確にするなど、今後の捕獲体制のあり方等について検討します。

③ 森林再生による野生鳥獣の生息環境創出事業については、既に事業を実施した箇所における効果等もPRしながら、実施箇所の拡大に取り組みます。

(3) 獣肉等の利活用

① 安全で高品質な獣肉の安定的な供給を図るため、「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」を遵守した解体処理施設の整備を引き続き支援していきます。

安全性や品質が確保された獣肉を提供する販売事業者等であることを証明する「みえジビエ登録制度」の普及を図るとともに、業種を越えた事業者間の結びつきを強め、「みえジビエ」をより円滑に流通させるため、「みえジビエ協議会（仮称）」の設立を検討します。

② 獣肉等の需要を拡大するため、首都圏営業拠点「三重テラス」を活用した販売促進や「みえジビエ」取扱店舗の拡大、ジビエ料理フェアや料理教室の開催等による「みえジビエ」の普及啓発などに取り組みます。

③ 「みえフードイノベーション・ネットワーク」を活用した企業等とのマッチングを促進し、新商品の開発・販路開拓を進めます。

(12) もうかる林業の実現に向けた取組について

1. 現状（背景、課題）

スギ・ヒノキの人工林が本格的な利用期を迎える中、森林資源を有効に活用していくには、施業の集約化や路網整備と機械化等を一体的に進め、木材の生産性を向上させていくとともに、今後の林業を担う新たな担い手の確保に取り組む必要があります。

また、世帯数は今後も減少すると予測され、木材需要に大きく寄与する住宅着工戸数も減少傾向にあることから、県産材のさらなる販路拡大と新たな需要開拓が必要となっています。こうしたなか、平成26年の秋には松阪市で県内初となる木質バイオマス発電所が稼働を開始する予定であり、必要とされる木質チップの安定的・効率的な供給体制を構築していく必要があります。

2. 平成26年度の取組

(1) 県産材の利用拡大

「三重の木」、「あかね材」等の利用拡大を図るため、「三重の木」認証事業者や「あかね材」パートナー企業が実施する利用促進PR活動への支援や、首都圏及び関西・中京圏等での販路開拓に取り組めます。また、公共建築物等における県産材の利用促進に向けては、引き続き木造・木質化について支援を行うとともに、「公共建築物等木材利用方針」が27市町で策定されるなど、市町においては一定の理解が得られたことから、今年度は私立学校や私立保育園などを重点的に訪問し、施設の新築・改築時において木造・木質化が図られるよう働きかけを行います。

(2) 木材生産の増大

木材生産の低コスト化を図るため、森林の施業を集約化し、林内路網の整備、高性能林業機械の導入等へ支援を行います。また、木材生産の増大には、搬出間伐とあわせて主伐を促進していくことが必要ですが、獣害対策も含め伐採後の再造林にかかるコストが課題となっています。こうした課題を解決するために、植林しやすいコンテナ苗や、エリートツリー（初期成長の早い苗木）を用いた低コスト造林・育林の実証試験を進めます。

(3) 木質バイオマスの安定供給体制の構築

木質バイオマスの安定的・効率的な供給体制の構築に向けて、平成25年2月に設立した三重県木質バイオマスエネルギー利用推進協議会の活動をサポートするとともに、引き続き、新規雇用や収集・運搬機械等の導入支援など事業者の体制強化に向けた取組に対して支援を行います。

(4) 新たな担い手の確保

新規林業就業者の確保を図るため、引き続き、高校生を対象にした職場体験研修等を開催するとともに、研修を受講した林業に関心の高い生徒と林業事業体等とのマッチングに取り組めます。

また、林業を題材にし、県内各地でロケが行われた映画「WOOD JOB！」

が公開され、若者への林業参入をPRするまたとないチャンスであることから、民間企業やNPO法人与連携して「林業入門講座」を開催するなど、若者の林業就業に向けた取組を実施します。

(13) みえ森と緑の県民税の取組について

1. 現状（背景・課題）

平成 26 年 4 月 1 日から導入しました「みえ森と緑の県民税」では、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の 2 つの基本方針に沿って進めていくこととしています。

基本方針「災害に強い森林づくり」のもとで「土砂や流木を出さない森林づくり」と「暮らしに身近な森林づくり」の 2 つの対策を、また、基本方針「県民全体で森林を支える社会づくり」のもとでは「森を育む人づくり」、「木の薫る空間づくり」、「地域の身近な水や緑の環境づくり」の 3 つの対策に取り組んでいきます。

2. 平成 26 年度の取組

(1) 県で取り組む事業

① 災害に強い森林づくり

近年頻発する豪雨等の異常気象の増加を踏まえ、山崩れや洪水など災害発生のリスクを軽減するような災害に強い森林を早急に実現するため、流木の発生や土砂の流出を抑制する森林の整備等を進めます。

ア 災害緩衝林整備事業

流木や土砂の流出による災害発生のおそれのある「崩壊土砂流出危険地区」の溪流沿いの森林を対象に、流木災害等を抑制するため、溪流内の危険木の除去、流木や土砂の流下を緩衝する溪流沿いの森林整備、倒木や土砂の溪流への流入を抑制する山腹斜面での森林整備など、災害緩衝林機能を発揮する森林づくりを進めます。

イ 土砂・流木緊急除去事業

「崩壊土砂流出危険地区」内の治山施設等に異常堆積した土砂や流木が下流に被害を与える恐れのある箇所において、土砂や流木を現場外へ搬出するなどの対策を進めます。

② 森を育む人づくりサポート体制の整備

地域で実施される森林環境教育や森づくり活動を促進するため、森林環境教育指導者や森づくり技術者の育成を行うほか、市町や学校、森林ボランティア団体等の活動支援等を行います。また、地域の活動を支援する総合窓口として「森づくりサポートセンター」の設置準備を進めます。

(2) 市町で取り組む事業

市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開していくために必要な市町交付金制度を創設しました。

市町交付金事業では、5 年間の税収入の約半分を活用して主として県民全体で森林を支える社会づくりを行うこととしています。

実施する事業については、昨年度に市町と県との事前協議を終えており、4 月末時点で 29 市町のうち 15 の市町からの交付申請について交付決定しています。5 月末までには全ての市町に対して交付決定する予定です。

なお、市町で実施する主な取組内容は以下のとおりです。

- ① 荒廃した里山や竹林の再生、集落周辺の森林整備
- ② 子どもたちの森林環境教育や県産材で製作した机・椅子の配布
- ③ 公共建築物等の県産材による木造・木質化や木質バイオマス資源の活用
- ④ 保育園の園庭等の芝生化

(3) みえ森と緑の県民税第三者評価委員会の設置に向けて

みえ森と緑の県民税を活用した事業結果等について調査審議する「みえ森と緑の県民税第三者評価委員会」を設置するため、6月定例会議に評価委員会設置条例案を提出する予定です。

評価委員会の委員は、10名程度として、学識経験、経済団体、森林・林業関係者等さまざまな分野から意見がいただけるよう選任します。

(4) 県民への周知活動

税の導入に伴い、今年度、新たに映画館でのCMを放映し様々な層への周知を行っています。また、ポスターの更新及び新たにリーフレットの作成ならびに自動車税納税通知書へ周知チラシを同封するなど個人住民税の徴収が本格的に始まる6月までに集中的に広報を展開します。

それ以降についても昨年度に引き続き、10月の森林フェスタなどの既存イベントやショッピングセンター等での周知活動、集会や会議等に出向いての説明、主要駅やコンビニ等へのポスターの掲出、テレビ・ラジオなど様々な媒体を活用した広報など、年間を通じた周知活動を行うこととしており、市町とも連携して税事業を理解していただけるよう努めてまいります。

(14) 水産業の成長産業化について

1. 現状（背景・課題）

わが国の水産業を取り巻く状況は、漁業就業者の高齢化や後継者不足、漁場環境の悪化や資源量の減少、魚価安、消費者の魚離れなど厳しい状況にあり、近年、為替変動や原油価格上昇に伴う燃油・飼料価格の高騰など社会情勢の変化により、さらに厳しさを増しています。

本県の水産業は、伊勢マダイやアサクサノリなどの新しい商品が市場で高い評価を得るなど「もうかる水産業」の実現に向けた取組が進んでいるものの、漁業就業者の高齢化など全国と同様に厳しい状況にあります。

しかし、本県は、三重ブランド認定のイセエビやアワビなど全国的なブランドを有し、魚類・貝類・海藻等非常に多種の水産資源に恵まれている風土など、その強みを発揮し成長産業となるポテンシャルが高いと考えられます。

2. 平成26年度取組

県では、水産業の成長産業化に向け、「海女漁業の振興」、「もうかる養殖ビジネスモデルの確立」、「輸出促進」、「魚食普及」、「担い手の確保・育成」の五つの取組を重点的に展開します。

(1) 海女漁業の振興

海女漁業の振興を図り、海女の所得拡大をめざします。

- ①放流アワビの大型化による漁獲の増大
- ②コンクリート平板を使った新たなアワビ漁場造成技術導入
- ③貴重な収入源となっている赤ナマコの種苗生産技術の開発
- ④アワビや赤ナマコなどの生息場所である藻場・干潟の再生・造成
- ⑤登録商標「海女もん」を活用した海女の漁獲物の付加価値向上

(2) もうかる養殖ビジネスモデルの確立

養殖業の収益性を向上させるため、次の取組を通じて、「もうかる養殖ビジネスモデル」の確立を図ります。

- ①複合養殖の導入実態の把握、経営分析、技術課題の解決や魚病発生予防試験
- ②養殖マガキの品質向上に係る情報提供、助言及び広島県と連携した消費拡大

(3) 輸出促進

県産水産物の輸出に意欲のある事業者と連携して、シンガポールと上海をターゲットに、海外市場開拓調査や商品のサンプル輸出等により、県産水産物の評価・検証を行います。

(4) 魚食普及

消費者の関心の高い美容、健康、教育等の新たな視点から、魚食のメリットを普及するため、簡単・便利に魚を楽しんでいただくトークイベント等を開催し、「魚を食べたくなる消費者づくり」を進めます。

(5) 担い手の確保・育成

漁師塾への支援を継続するとともに、漁業協同組合がリースする中古漁船等への支援などで就業時の経済的不安解消を図ります。

また、県外出身者などの受け入れ方策等を検討・実施する新たな協議会への支援を通じ、多様な担い手の確保・育成に取り組みます。

図1 県内漁業就業者数の推移

(出典：漁業センサス)

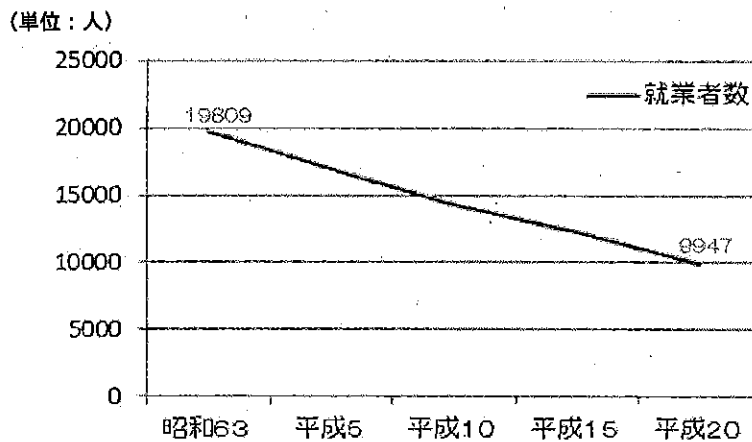


図2 三重県の海女人数の推移

(出典：海の博物館)

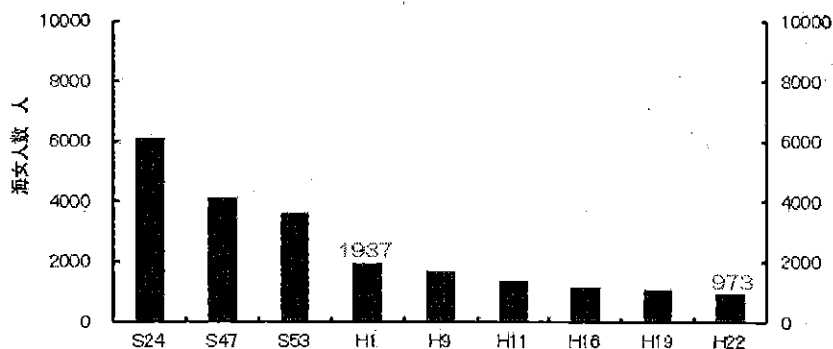
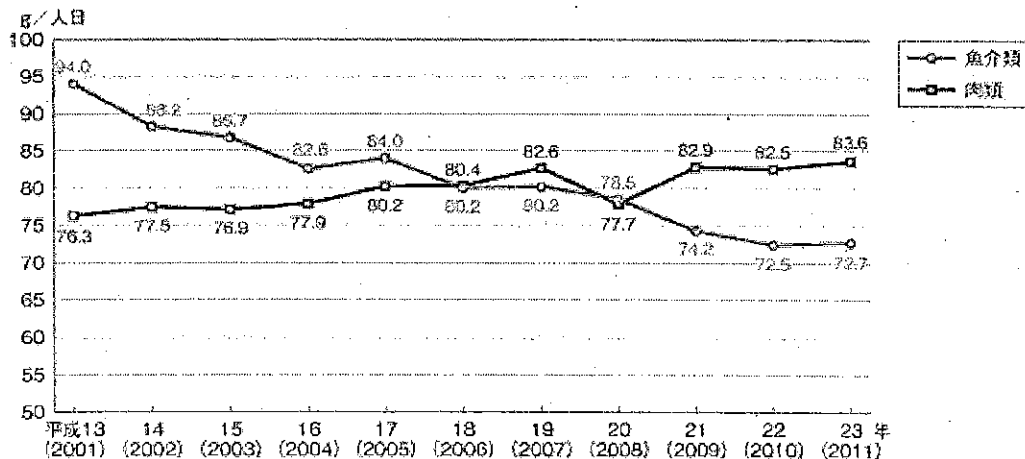


図3 国民1人1日当たり魚介類と肉類の摂取量の推移

(出典：平成25年度水産白書)



資料：厚生労働省「国民栄養調査」(平成13(2001)年、14(2002)年)、「国民健康・栄養調査報告」(平成15~23(2003~2011)年)

(15) 水産業を支える基盤整備について

1. 現状（背景、課題）

発生の緊迫度が増している南海トラフ地震に備えるため、漁港及び漁業集落において早急な防災・減災対策をより一層進めることが求められています。

また、水産業には、安全で安心な水産物を、安定的に提供する役割がありますが、漁獲量の減少や魚価の低迷、漁業者の高齢化、後継者不足などから水産業の衰退、漁村の過疎化が進み、厳しい状況に直面しています。

このような中、「防災・減災機能の強化」、「自然と共生する水産業の構築」、「漁村の活力向上」を整備の方針として、水産基盤の整備を重点的かつ効率的に進めています。

2. 平成26年度の取組

(1) 防災・減災機能の強化

発生の緊迫度が増している南海トラフ地震に備えるため、堤防の耐震化や防波堤の改良など海岸及び漁港施設の機能を強化するとともに、漁港施設の長寿命化計画策定と計画的な補修・補強をより一層進めることにより、漁港背後住民の安心・安全の確保を図ります。

・ 県営漁港海岸保全事業	435,950千円	対前年比 198.3%
・ 県営漁港施設機能強化事業	419,000千円	対前年比 48.5%
(平成25年度2月補正含みベース 482,000千円 対前年比 47.5%)		

(2) 自然と共生する水産業の構築

水産物の生育の場や水質等の浄化に重要な役割を果たしている藻場・干潟が衰退しており、アワビ等水産資源の減少の一因となっています。このため、藻場・干潟の造成・再生などにより、美しく豊かな海を維持するとともに、水産資源を回復させ、海女漁業をはじめとする沿岸漁業の振興及び水産業の持続的な発展を図ります。

・ 三重の未来を紡ぎ繋げる漁業振興事業	262,500千円	対前年比 1,250%
(平成24年度2月補正含みベース)		対前年比 85.2%
・ 海女漁業等環境基盤整備事業	376,500千円	対前年比 786.8%
(平成25年度2月補正含みベース)	522,000千円	対前年比 210.2%

(3) 漁村の活力向上

活力が低下している漁村地域の活性化を図るため、地域の特性を活かした取組と連携した輸送路や築いそなどの生産基盤整備、漁業集落排水施設や離島における浮き桟橋などの生活環境整備を総合的かつ計画的に進め、漁業生産性や漁村生活環境の向上を図ります。

・ 県営漁港関連道路事業	147,350千円	対前年比 139.1%
・ 市町営農山漁村地域整備事業（水産基盤整備）	265,600千円	対前年比 162.1%
(平成25年度2月補正含みベース)	351,000千円	対前年比 85.6%

地域活性化プランの実践事例

どじょう子くらぶ(いなべ市)

屋敷畑を活用したそばの栽培を契機とした集落ビジョンの共有と6次産業化の取組拡大

屋敷畑を活用した赤そば栽培や、地域住民とのイメージパース図作成を通じて集落の将来像を共有し、住民主体の6次産業化の取組(そば飲食等)に向けた実践活動の拡大を目指す。

〔地域活性化プランの概要〕

- 集落ぐるみの取組…赤そば「高嶺ルビー」の栽培(H25)、そばの加工・販売(手打ちそば、菓子等)



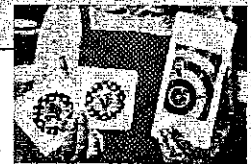
四日市茶農家女子会(四日市市)

若手女性組織の緑茶新規需要創造に向けた取組による茶産地の活性化

茶農家の若手女性グループとして、女性ならではの視点で新たな緑茶の楽しみ方を提案し、新商品やイベントでのPR活動などにより、産地からの発信で新規需要の創造を目指す。

〔地域活性化プランの概要〕

- PR強化…お茶のイメージを抜本的に変える演出によるPR(「緑茶ティータイム文化の創造」、お茶の淹れ方出張講座の開催)
- 新商品開発…若い女性向け茶商品(ティーバック、リーフ)(H25)、お茶をPRする観光コース



(株)アグリピア(津市)

農産物の生産拡大と高付加価値化(乾燥野菜)による経営基盤の強化

市街化の進む地域の直売所において、高品質な農産物や高付加価値化した農産加工品を消費者に提供していくことにより、年間を通じた品揃えの確保と旬の野菜の有効活用を図り、収益の向上を目指す。

〔地域活性化プランの概要〕

- 生鮮農産物販売の拡大…農産物の生産拡大、新規協力農家の確保、宅配事業の充実など
- 農産物の高付加価値化…乾燥野菜の製造・販売(H25)



柳原おほこ市グループ(大台町)

地場産酒米由来の酒粕を用いた酒まんじゅうの開発と販売による地域コミュニティの活性化

地場産酒米由来の酒粕等を使った「酒饅頭」を販売することにより、柳原観音での朝市の集客数の増加を図り、地域活動の活性化を目指す。

〔地域活性化プランの概要〕

- 集客力の強化…朝市の定期開催(毎月18日)、新商品「酒饅頭」の朝市での販売(H26)



地域活性化プランの実践事例

国崎干し芋生産者グループ(鳥羽市)

国崎地区住民による「干し芋」の生産・販売力の向上

地域の伝統農産加工品である「干し芋」の特色を再整理し、地域外へ有利販売することにより、持続可能な産地づくりを目指す。

〔地域活性化プランの概要〕

- 新商品の開発・・・商品コンセプトと商品デザインの決定(H25)、販売資材の作成(H25)
- 生産量の拡大・・・生産者の確保、芋の作付面積の増



いがまち山里の幸利用組合「かじか」(伊賀市)

地元飲食店を中心とした伊賀産ジビエ肉の利用拡大

飲食事業者等への利活用提案やジビエ肉を提供する市内飲食店の情報提供などを行うことによりジビエ肉の需要創造や地域内外への販路の拡大に取り組み、ジビエ肉活用の定着を目指す。

〔地域活性化プランの概要〕

- ジビエ肉の安定供給・・・農業者や猟友会との連絡体制の構築、衛生管理マニュアルの順守
- ジビエ肉の利活用・・・ジビエ肉提供事業者の情報発信、PRツール(H25)、加工品開発



花蜜柑(紀北町)

柑橘加工品の販売拡大による産地力強化

「橙ポン酢」や「甘夏マーメイド」の販売拡大を通じて、柑橘産地としての知名度アップを図ることにより、観光客等の集客の増大と地域の活性化を目指す。

〔地域活性化プランの概要〕

- 販売拡大・・・橙の生産量増、商品(橙ポン酢)のブラッシュアップ(H25)、新商品開発(ジャム等)、加工施設の整備(H25)
- PR強化・・・古里温泉市場感謝祭や温泉祭りへの参画



五郷地区活性化プラン推進委員会(熊野市)

地域資源(かぶら菜、こんにゃく、茶等)の活用や農産物加工品の販売による地域コミュニティの活性化

在来野菜であるこんにゃく芋とかぶら菜に着目し、「手作りこんにゃく」や「かぶら菜漬け」の試作・試行販売を行うことにより、地場産品としての新たな商品化を目指す。

〔地域活性化プランの概要〕

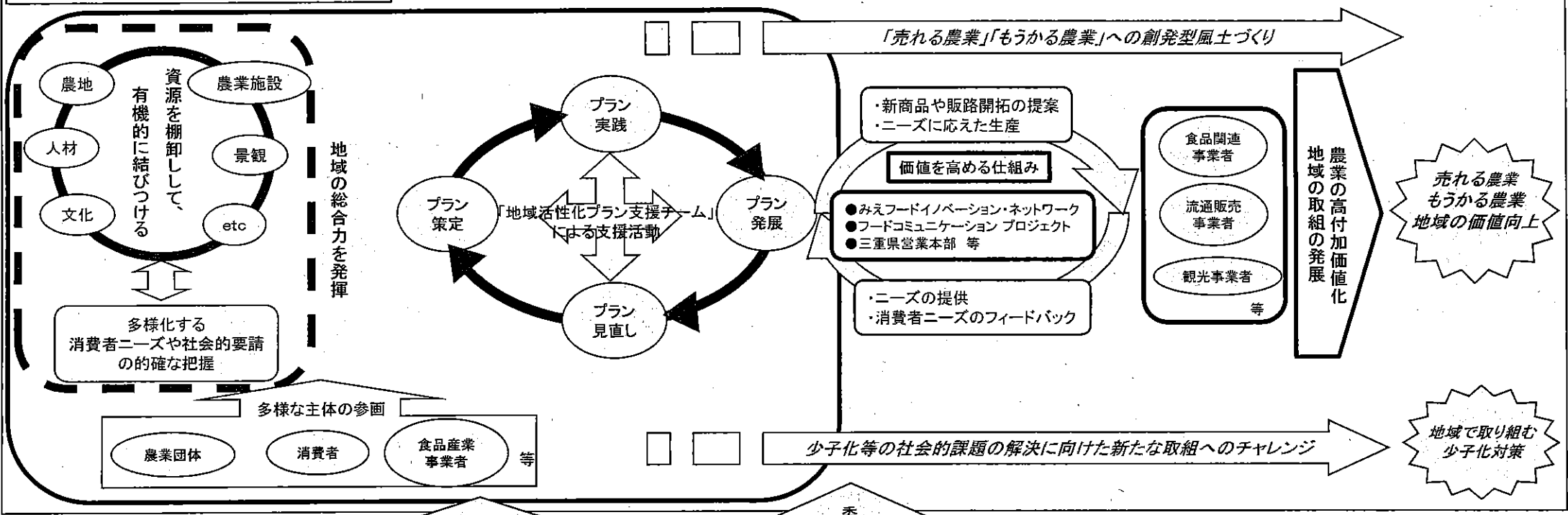
- 新商品開発・・・「手作りこんにゃく」と「かぶら菜漬け」の開発(H25)、加工施設の整備(H25)
- 米生産・・・水田作業受託組織の組織運営力の強化
- 茶生産・・・茶葉の安定生産と加工品の品質向上



地域活性化プラン推進のイメージ

別添1-3

集落・産地等農村地域団体の取組



地域活性化プラン推進事業 10,907千円

県事業
1,495千円

委託事業
9,412千円

(1) 地域活性化プラン策定支援推進事業 1,444千円

- プラン策定打ち合わせ
- 研修会、セミナーの開催
- 情報収集の支援
- プラン策定市場・企業調査等
- リーディングプランの選定

地域活性化プラン

- ビジネス指向の強い取組
- 少子化等の社会的課題の解決に向けた取組
- 集落機能等の向上を目指す取組

地域の自立した活動の継続・発展

(2) 地域活性化プランスタートアップ促進事業 7,917千円

- 専門家派遣
市場開拓等の実務(商品化・販路開拓等)

- ハンズオン支援
リーディングプランのスタートアップ 支援

(3) 次世代育成を図る農村コミュニティ活動創出事業 1,546千円(新規)

- 次世代育成プラン策定支援(県事業)

- 次世代育成実践支援(委託事業)
- ・専門家派遣
- ・ハンズオン支援

- リーディングプラン(イメージ例)
- ・低コスト稲作と地域愛用米としての直販
- ・直売所等を核とした高齢農家等による多品目産地等の育成
- ・業務用をターゲットとした新産地形成
- ・機能性向上を目指した生産振興と市場開拓の展開
- ・伝統野菜の生産振興と市場開拓の展開 等

1 基本方針策定の経過について

- (1) 「三重県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」（以下「機構法基本方針」という。）は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号、以下「法」という。）第3条の規定に基づき、平成26年3月20日に県が策定（法定受託事務）
- (2) 法第4条に規定する農地中間管理機構の指定は、平成26年3月31日、公益財団法人三重県農林水産支援センター（以下「支援センター」という）を指定
- (3) 支援センターは農地中間管理事業規程を定め、平成26年4月1日から施行

2 機構法基本方針で定めた主な業務内容

項目	主な内容
第1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標	○耕地面積のうち担い手が利用する面積、認定農業者数、集落営農組織数、認定就農者数など
第2 その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標	○集落内農地の過半を担い手農家が利用する集落数、荒廃農地のうち再生可能面積など
第3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向	○農地中間管理事業の実施体制 ○農地中間管理事業の重点推進事項など
第4 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項	○農地中間管理事業を重点的に実施する区域 → 人・農地プラン作成地区等 ○農用地等の借受希望者の募集 → 区域を定め公募(インターネット等を介して募集) ○農地中間管理権を取得する農用地等 → 農地借受希望者が存在する区域内農用地(再生利用不可能な農地は取得しない) ○農地中間管理権取得方法 → 所有者と協議し決定(できる限り長期(10年以上)とする) ○農用地利用配分計画の決定の方法 → 公平かつ適正に農用地等の貸付相手を選定(原則、市町に農用地利用配分計画案の作成を依頼) ○農用地等の利用条件の改善を図るための業務の実施 → 借受希望者に貸付が確実に実行されると見込まれる場合に実施 ○農地中間管理権の解除 → 原則2年を経過しても貸し付けできないときは解除できる ○業務委託 → 業務の一部を市町等に委託することができる ○農地中間管理事業に関する相談又は苦情に応じるための相談窓口等の設置(見込み)
第5 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策に関する事項	○農業者等による協議の場の設置等 ○農地中間管理事業に関する啓発普及 ○農地中間管理事業を推進するための施策

3. 本県における重点推進事項

(1) 農地利用にかかる地域合意形成の促進

農村地域では、土地持ち非農家の増加や後継者不足により、効率的な農業経営を实践するための計画的な農地利用計画の策定や基盤整備事業等の実施が難しい状況となっており、機構が参画することで、人・農地プランの作成や基盤整備事業の実施等農地の効率的利用のための地域合意形成の促進を図る。

(2) 関連施策との密接な連携による多様な担い手の育成

県内の多くの地域で、受け手となる担い手農家が不足していることから、集落営農組織の育成と法人化への支援、新規就農希望者の受け入れ体制の構築、民間企業や福祉事業所等の農業参入への支援等の取組と連携して、農地の受け手となる多様な担い手の育成を図る。

(3) 集团的農地利用に向けた担い手農家間の調整

担い手農家のいる地域においても、経営農地が点在し、効率的な経営が実現していない状況もあることから、借受農地の交換等農地中間管理機構の関与による調整により、農地の集团的利用を進める。

(4) 安心感のある農地の権利移動のしくみづくりと管理体制の確立

農地中間管理機構にストックされる農地が年々増加していくことから、受け手と出し手の双方からの苦情や要望等も予想され、そのための適切な対応やきめ細かい管理体制を構築する。

(5) 茶、果樹等樹園地の農地集積への対応

近年、荒廃した茶園や果樹園も増加していることから、水田や畑のみならず、樹園地を対象とした農地集積のしくみづくりについて積極的に対応する。

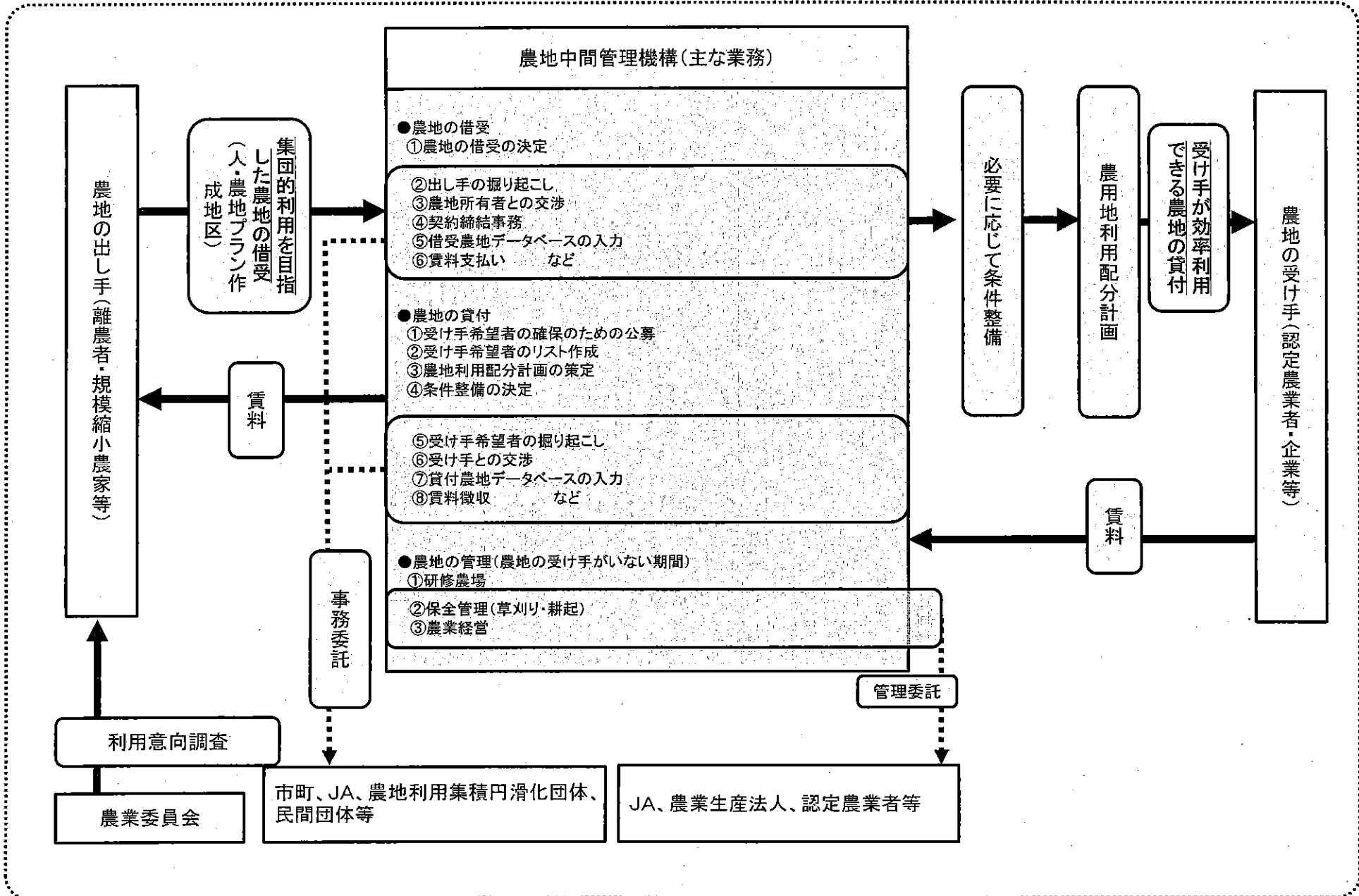
※ 目標設定の考え方

機構法基本方針における、担い手が利用する農用地の目標面積は、本県の農用地集積面積の現状及び基盤法基本方針(H33目標)を踏まえるとともに、今後の農地中間管理事業の効果を見込んで設定した。* 担い手が利用する農用地の目標面積:42,600ha(H35)、今後、毎年約2,500ha(これまでの約3倍)の集積を目指す。

24年度	耕地面積(①)	60,900ha
	うち担い手が利用する面積(②)	17,941ha
	農地集積率②/①	29.5%
	担い手	
	認定農業者	2,152経営体
	集落営農組織等	154組織
	認定就農者	20経営体/年

33年度 (基盤法基本方針)	農業振興地域農用地区域内農地面積(①)	55,000ha
	うち担い手が利用する面積(②)	33,000ha
	農地集積率②/①	60%
	担い手	
	認定農業者	2,805経営体
	集落営農組織等	195組織
	認定就農者	- 経営体

35年度 (機構法基本方針)	耕地面積(①)	60,900ha
	うち担い手が利用する面積(②)	42,600ha
	農地集積率②/①	70%
	担い手	
	認定農業者	2,805経営体
	集落営農組織等	195組織
	認定就農者	40経営体/年



日本型直接支払制度の概要

農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援します。

26年度は予算措置として実施し、所要の法整備を行った上で、27年度から法律に基づき実施します。

制度の全体像

創設

農地維持支払 ①

多面的機能を支える共同活動を支援します。

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し

支援対象

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



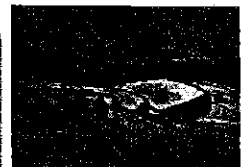
水路の泥上げ



水路のひび割れ補修



植栽活動



中山間地域
(山口県長門市)



カバークロープ(緑肥)
の作付

多面的機能支払

資源向上支払 ②

地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援します。

支援対象

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・植栽による景観形成、ビオトープづくり
- ・施設の長寿命化のための活動 等..... ③

※現行の農地・水保全管理支払を組替え・名称変更します

組替

中山間地域等直接支払

中山間地域等の条件不利地域(傾斜地等)と平地とのコスト差(生産費)を支援します。

現行制度維持

環境保全型農業直接支援

環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援します。

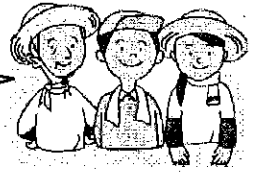
現行制度維持

※5年後に支払の効果や取組の定着状況等を検証し、施策に反映します。

多面的機能支払(農地維持支払・資源向上支払)の概要

制度のポイント

農業者だけでも支援対象になるんだ。畑や草地でも取り組み易くなるなあ。



○農地維持支払は、

- ① 農業者のみの活動組織でもOK (非農業者の参加を要件としない)
- ② 農業生産を営むために不可欠な基礎的な保全活動を支援とするなど、農業者が取り組みやすい制度です。

交付単価

(国が示す単価であり、地方の実情により変わります)

国と地方公共団体の合計額

(単位：円/10a)

都府県	①農地維持支払	②資源向上支払×1.2 (共同活動)	①と②に 取り組む場合	③資源向上 支払 (長寿命化×3)	①、②及び ③に取り組 む場合×4
田	3,000	2,400 (1,800)	5,400 (4,800)	4,400	9,200
畑※5	2,000	1,440 (1,080)	3,440 (3,080)	2,000	5,080
草地	250	240 (180)	490 (430)	400	830

※1：現行の農地・水保全管理支払の5年以上継続地区については、従来の農地・水保全管理支払と同様75%単価（ ）書き単価）が適用される。

※2：②の資源向上支払（共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要。

※3：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新。

※4：更に③の資源向上支払（長寿命化）に取り組む場合、単価は都府県・田の場合4,400円/10aが上乗せされる。①、②及び③を一緒に取り組む場合は、②の単価は、従来の農地・水保全管理支払と同様75%になり、都府県・田の場合、合計で9,200円/10aとなる。

※5：畑には樹園地を含む。

負担割合

国 1 / 2

都道府県 1 / 4

市町村 1 / 4

※ 国と地方が1対1で負担。

獣害対策の主な取組等について

別添4

項目	これまでの取組等の状況	課題	平成26年度当初予算																																
被害対策 【緊急】	<p>《農林水産被害金額の推移》 (百万円)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> <tr> <td>被害金額</td> <td>585</td> <td>715</td> <td>781</td> <td>751</td> <td>821</td> <td>701</td> </tr> </table> <p>※農林水産被害は、依然として深刻である</p> <p>《獣害対策に取り組む集落数の推移》 (集落)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> <tr> <td>年度別</td> <td>24</td> <td>29</td> <td>71</td> <td>63</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>累計</td> <td>24</td> <td>53</td> <td>124</td> <td>187</td> <td>251</td> </tr> </table>	年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	被害金額	585	715	781	751	821	701	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度別	24	29	71	63	64	累計	24	53	124	187	251	<p>被害の軽減に向け、次の課題等に取り組む必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「獣害対策に取り組む集落」の拡大や地域の人材育成等が必要 ○侵入防止柵の計画的な整備 ○獣害対策の取組状況等の情報発信などが必要 	<p>【緊急】獣害につよい地域づくり推進事業費 657,121千円</p> <p>○獣害対策に取り組む集落の拡大(集落座談会の開催等)及び優良活動表彰、モデル的集落の取組について、フォーラム等をはじめ様々な機会・手法を通じての情報発信強化、「獣害対策カルテ」の活用による市町間や市町と県の連携強化等</p> <p>○集落リーダー、地域リーダー等の育成(人材育成研修会の開催等)</p> <p>○被害防止計画に基づく市町の侵入防止柵の整備や追い払い活動への支援(国及び県事業)</p>
	年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																												
被害金額	585	715	781	751	821	701																													
年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																														
年度別	24	29	71	63	64																														
累計	24	53	124	187	251																														
<p>生息管理 ① 捕獲力の強化 【緊急】</p> <p>《侵入防止柵の整備量》 (km)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>～21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> <tr> <td>年度別</td> <td></td> <td>143</td> <td>555</td> <td>431</td> <td>272</td> </tr> <tr> <td>累計</td> <td>397</td> <td>540</td> <td>1,095</td> <td>1,526</td> <td>1,798</td> </tr> </table> <p>《野生獣捕獲頭数の推移》 (頭)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> <tr> <td>捕獲頭数</td> <td>15,230</td> <td>19,005</td> <td>19,477</td> <td>27,865</td> <td>25,673</td> <td>30,836</td> </tr> </table>	年度	～21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度別		143	555	431	272	累計	397	540	1,095	1,526	1,798	年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	捕獲頭数	15,230	19,005	19,477	27,865	25,673	30,836	<p>捕獲力の強化に向け、次の課題等に取り組む必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ニホンザル等の大量捕獲システムの改良や確立した技術の普及 ○捕獲技術の向上、有害鳥獣捕獲体制の整備や、広域連携による捕獲の推進、捕獲獣の処分体制の構築 ○捕獲者の確保 	<p>【緊急】地域捕獲力強化促進事業費 23,310千円</p> <p>○大量捕獲技術の改良・普及等(ニホンザル等の大量捕獲わな、誘導式囲いわな等)</p> <p>○捕獲技術の向上(捕獲技術向上のための研修会の開催)、有害鳥獣捕獲体制整備等による共同捕獲や広域一斉捕獲への支援</p> <p>○有害捕獲活動への支援(国(H24補正)及び県事業)</p> <p>○捕獲獣の処分体制の構築等への支援</p> <p>○捕獲者の育成・確保(狩猟免許取得等のPRなど)</p>	
年度	～21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																														
年度別		143	555	431	272																														
累計	397	540	1,095	1,526	1,798																														
年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																													
捕獲頭数	15,230	19,005	19,477	27,865	25,673	30,836																													
予防型調査研究	<p>《狩猟免許合格者数の推移》 (人)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> <tr> <td>わな網</td> <td>159</td> <td>256</td> <td>213</td> <td>328</td> <td>173</td> <td>178</td> </tr> <tr> <td>銃</td> <td>48</td> <td>44</td> <td>35</td> <td>38</td> <td>39</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>207</td> <td>300</td> <td>248</td> <td>366</td> <td>212</td> <td>215</td> </tr> </table>	年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	わな網	159	256	213	328	173	178	銃	48	44	35	38	39	37	計	207	300	248	366	212	215	<ul style="list-style-type: none"> ○果樹や樹木の皮剥被害防止技術の開発 ○外来生物であるアライグマ等の被害防止技術の開発 	<p>予防型獣害対策構築のための調査研究事業費 1,528千円</p> <p>○果樹や樹木のニホンジカによる皮剥被害防止技術の開発</p> <p>○アライグマの効果的な被害防止技術の開発</p>				
年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																													
わな網	159	256	213	328	173	178																													
銃	48	44	35	38	39	37																													
計	207	300	248	366	212	215																													
獣肉等の利活用 【緊急】	<p>《獣肉等の新商品開発・販売状況(24年度～)》</p> <table border="1"> <tr> <th>チェーンレストラン</th> <th>調味料(食品加工業者)</th> <th>調味生肉等(食品加工業者等)</th> <th>ペットフード</th> <th>皮革製品</th> <th>デパート・スーパー</th> <th>飲食店</th> </tr> <tr> <td>2(30)</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2(6)</td> <td>12(10)</td> </tr> </table> <p>※()は、店舗数。</p>	チェーンレストラン	調味料(食品加工業者)	調味生肉等(食品加工業者等)	ペットフード	皮革製品	デパート・スーパー	飲食店	2(30)	1	9	1	1	2(6)	12(10)	<ul style="list-style-type: none"> ○安全・高品質な獣肉の安定供給体制の構築に向け、解体処理施設整備の支援や新商品開発等 ○獣肉等の販売促進に向け、取扱店舗の拡大 ○「みえジビエ」登録制度の普及 	<p>【緊急】みえの獣肉等流通促進事業費 8,470千円</p> <p>○解体処理施設整備の支援や新商品開発等</p> <p>○「三重テラス」等を活用した首都圏での販売促進、ジビエ料理フェア開催等を通じた「みえジビエ」取扱店舗の拡大、料理教室の開催等による「みえジビエ」の普及啓発</p> <p>○「みえジビエ」登録制度の普及</p> <p>○業種を超えた事業者間の結びつきを強め、「みえジビエ」の流通等を促進させるため、「みえジビエ」協議会(仮称)の設立を検討</p>																		
チェーンレストラン	調味料(食品加工業者)	調味生肉等(食品加工業者等)	ペットフード	皮革製品	デパート・スーパー	飲食店																													
2(30)	1	9	1	1	2(6)	12(10)																													
鳥獣保護・狩猟 【法令】	<p>《ニホンジカの推定生息数》 (頭)</p> <table border="1"> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> <tr> <td>71,803</td> <td>97,882</td> <td>63,355</td> <td>51,803</td> <td>113,112</td> <td>75,335</td> <td>99,140</td> </tr> </table> <p>《鳥獣保護事業計画等の策定状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第11次鳥獣保護事業計画 ○インシシ保護管理計画(第2期) ○ニホンジカ保護管理計画(第3期) ○ニホンザル保護管理計画(平成26年度新規策定) 	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	71,803	97,882	63,355	51,803	113,112	75,335	99,140	<p>鳥獣保護法に基づき、次のとおり取り組む必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○免許試験・更新講習等の実施 ○第11次鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画(シカ・イノシシ・サル)の推進のため、鳥獣保護員の活用や鳥獣保護区等の指定、ニホンジカのモニタリング調査等の実施 ○適正な狩猟の推進(狩猟事故・違反の防止等) 	<p>【法令】野生鳥獣管理事業費 24,177千円</p> <p>○鳥獣保護員研修や狩猟者・狩猟団体等の指導などの実施</p> <p>○狩猟免許試験や狩猟免許更新講習等の実施、狩猟者登録、鳥獣等捕獲の許可</p> <p>○狩猟の安全対策等のため、狩猟期前の射撃練習に係る経費の支援</p> <p>○鳥獣保護区等の指定などの推進</p> <p>○ニホンジカ等のモニタリング調査などの実施</p>																		
19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																													
71,803	97,882	63,355	51,803	113,112	75,335	99,140																													
生息管理 ② 森林再生 【緊急】	<p>《生息環境創出事業》 (地域・ha)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> <tr> <td>地域数(面積)</td> <td>8(79)</td> <td>8(138)</td> </tr> </table>	年度	24年度	25年度	地域数(面積)	8(79)	8(138)	<ul style="list-style-type: none"> ○森林再生による生息環境の創出に向けて、事業実施箇所の拡大 	<p>【緊急】森林再生による野生鳥獣生息環境創出 36,575千円</p> <p>○手入れが遅れた森林を公益的機能の高い森林に再生するための更新伐</p> <p>○里山等における竹林や二次林(旧薪炭林)の強度伐採</p> <p>○事業実施地区の効果等のPRなどによる実施箇所の拡大</p>																										
年度	24年度	25年度																																	
地域数(面積)	8(79)	8(138)																																	

注)【緊急】は、緊急課題解決プロジェクト。【法令】は、法令を根拠におく事業。
下線は平成26年度新規。